７　平成29年度水質検査計画

国直浄水

	水質基準項目	基準値(mg/l)	過去3年間の検査結果による最大値(mg/l)	水道法に基づく検査の回数	検査の省略 水源の状況や過去の検査結果から省略の可否	検査計画 検査実施回数	検査計画 設定理由等
1	一般細菌	100個/ml以下	78	12回/年	不可	12回/年	※1
2	大腸菌	検出されないこと	0	12回/年	不可	12回/年	
3	カドミウム及びその化合物	0.01以下	<0.0003	4回/年	省略可	1回/3年	※2
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	4回/年	省略可	1回/3年	
5	セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
6	鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
8	六価クロム化合物	0.05以下	<0.004	4回/年	省略可	1回/3年	
9	亜硝酸態窒素	0.004以下	<0.004	4回/年	省略可	1回/3年	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	<0.001	4回/年	不可	4回/年	※1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.2	4回/年	省略可	1回/3年	※2
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	<0.08	4回/年	省略可	1回/3年	※2
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.02	4回/年	省略可	1回/3年	※2
14	四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	4回/年	省略可	1回/3年	※2
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	4回/年	省略可	1回/3年	※2
16	シス及びトランス－１，２-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.004	4回/年	省略可	4回/年	新規項目
17	ジクロロメタン	0.02以下	<0.002	4回/年	省略可	1回/3年	※2
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
19	トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
20	ベンゼン	0.01以下	<0.01	4回/年	省略可	1回/3年	
21	塩素酸	0.6以下	0.5	12回/年	不可	4回/年	新規項目
22	クロロ酢酸	0.02以下	<0.002	4回/年	不可	4回/年	消毒副生成物であり，浄水では省略できない
23	クロロホルム	0.06以下	0.012	4回/年	不可	4回/年	
24	ジクロロ酢酸	0.04以下	0.007	4回/年	不可	4回/年	
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.017	4回/年	不可	4回/年	
26	臭素酸	0.01以下	<0.001	4回/年	不可	4回/年	
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.038	4回/年	不可	4回/年	
28	トリクロロ酢酸	0.2以下	0.005	4回/年	不可	4回/年	
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.013	4回/年	不可	4回/年	
30	ブロモホルム	0.09以下	0.007	4回/年	不可	4回/年	
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008	4回/年	不可	4回/年	
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	<0.01	4回/年	省略可	1回/3年	※2
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	<0.02	4回/年	省略可	1回/3年	※2
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.01	4回/年	省略可	1回/3年	※2
35	銅及びその化合物	1.0以下	<0.01	4回/年	省略可	1回/3年	※2
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	16	4回/年	省略可	1回/3年	※2
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	<0.005	4回/年	省略可	1回/3年	※2
38	塩化物イオン	200以下	24	12回/年	不可	12回/年	※1
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	27	4回/年	省略可	4回/年	※3
40	蒸発残留物	500以下	89	4回/年	省略可	4回/年	※3
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	4回/年	省略可	1回/3年	※2
42	ジェオスミン　※2	0.00002以下	<0.000001	4回/年	不可	夏場1回/月	
43	2-メチルイソボルネオール　※2	0.00002以下	<0.000001	4回/年	不可	夏場1回/月	
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.005	4回/年	省略可	4回/年	※2
45	フェノール類	0.005以下	<0.0005	4回/年	省略可	4回/年	※2
46	有機物（ＴＯＣ）	3以下	0.8	12回/年	不可	12回/年	※1
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.6	12回/年	不可	12回/年	
48	味	異常でないこと	0	12回/年	不可	12回/年	
49	臭気	異常でないこと	0	12回/年	不可	12回/年	
50	色度	5度以下	2	12回/年	不可	12回/年	
51	濁度	2度以下	<0.1	12回/年	不可	12回/年	

※1　水道水の安全性又は性状確認のため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。

※2　省略可能項目で，過去３年間のデータが水質基準値の１／１０以下であるため，１回／３年とします。

※3　省略可能項目であるが，過去３年間のデータが水質基準値の１／１０以上であるため，４回／年とします。

7　平成29年度水質検査計画

湯湾釜浄水

	水質基準項目	基準値(mg/l)	過去3年間の検査結果による最大値(mg/l)	水道法に基づく検査の回数	検査の省略 水源の状況や過去の検査結果から省略の可否	検査計画 検査実施回数	検査計画 設定理由等
1	一般細菌	100個/ml以下	2	12回/年	不可	12回/年	※1
2	大腸菌	検出されないこと	0	12回/年	不可	12回/年	
3	カドミウム及びその化合物	0.01以下	<0.0003	4回/年	省略可	1回/3年	※2
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	4回/年	省略可	1回/3年	
5	セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
6	鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
8	六価クロム化合物	0.05以下	<0.004	4回/年	省略可	1回/3年	
9	亜硝酸態窒素	0.004以下	<0.004	4回/年	省略可	1回/3年	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	<0.001	4回/年	不可	4回/年	※1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.1	4回/年	省略可	1回/3年	※2
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	<0.08	4回/年	省略可	1回/3年	※2
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.02	4回/年	省略可	1回/3年	※2
14	四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	4回/年	省略可	1回/3年	※2
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	4回/年	省略可	1回/3年	※2
16	シス及びトランス－1，2-ジクロロエチレン	0.０４以下	<0.004	4回/年	省略可	4回/年	新規項目
17	ジクロロメタン	0.02以下	<0.002	4回/年	省略可	1回/3年	※2
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
19	トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
20	ベンゼン	0.01以下	0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
21	塩素酸	0.6以下	0.53	12回/年	不可	4回/年	新規項目
22	クロロ酢酸	0.02以下	<0.002	4回/年	不可	4回/年	消毒副生成物であり，浄水では省略できない
23	クロロホルム	0.06以下	0.018	4回/年	不可	4回/年	
24	ジクロロ酢酸	0.04以下	0.005	4回/年	不可	4回/年	
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.012	4回/年	不可	4回/年	
26	臭素酸	0.01以下	0.001	4回/年	不可	4回/年	
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.047	4回/年	不可	4回/年	
28	トリクロロ酢酸	0.2以下	0.013	4回/年	不可	4回/年	
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.017	4回/年	不可	4回/年	
30	ブロモホルム	0.09以下	0.003	4回/年	不可	4回/年	
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008	4回/年	不可	4回/年	
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	<0.01	4回/年	省略可	1回/3年	※2
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.12	4回/年	省略可	1回/3年	※2
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.01	4回/年	省略可	1回/3年	※2
35	銅及びその化合物	1.0以下	<0.01	4回/年	省略可	1回/3年	※2
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	15	4回/年	省略可	1回/3年	※2
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	<0.005	4回/年	省略可	1回/3年	※2
38	塩化物イオン	200以下	23	12回/年	不可	12回/年	※1
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	26	4回/年	省略可	4回/年	※3
40	蒸発残留物	500以下	83	4回/年	省略可	4回/年	※3
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	4回/年	省略可	1回/3年	※2
42	ジェオスミン ※2	0.00002以下	<0.000001	4回/年	不可	夏場1回/月	
43	2-メチルイソボルネオール ※2	0.00002以下	<0.000001	4回/年	不可	夏場1回/月	
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.005	4回/年	省略可	4回/年	※2
45	フェノール類	0.005以下	<0.0005	4回/年	省略可	4回/年	※2
46	有機物（ＴＯＣ）	3以下	0.7	12回/年	不可	12回/年	※1
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.5	12回/年	不可	12回/年	
48	味	異常でないこと	0	12回/年	不可	12回/年	
49	臭気	異常でないこと	0	12回/年	不可	12回/年	
50	色度	5度以下	<1	12回/年	不可	12回/年	
51	濁度	2度以下	0.2	12回/年	不可	12回/年	

※1　水道水の安全性又は性状確認のため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。

※2　省略可能項目で，過去３年間のデータが水質基準値の１／１０以下であるため，１回／３年とします。

※3　省略可能項目であるが，過去３年間のデータが水質基準値の１／１０以上であるため，４回／年とします。

７　平成29年度水質検査計画

大和浄水

	水質基準項目	基準値(mg/l)	過去3年間の検査結果による最大値(mg/l)	水道法に基づく検査の回数	検査の省略 水源の状況や過去の検査結果から省略の可否	検査計画 検査実施回数	検査計画 設定理由等
1	一般細菌	100個/ml以下	2	12回/年	不可	12回/年	※1
2	大腸菌	検出されないこと	0	12回/年	不可	12回/年	
3	カドミウム及びその化合物	0.01以下	<0.0003	4回/年	省略可	1回/3年	※2
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	4回/年	省略可	1回/3年	
5	セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
6	鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
8	六価クロム化合物	0.05以下	<0.004	4回/年	省略可	1回/3年	
9	亜硝酸態窒素	0.004以下	<0.004	4回/年	省略可	1回/3年	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	<0.001	4回/年	不可	4回/年	※1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.1	4回/年	省略可	1回/3年	※2
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	<0.08	4回/年	省略可	1回/3年	※2
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.01	4回/年	省略可	1回/3年	※2
14	四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	4回/年	省略可	1回/3年	※2
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	4回/年	省略可	1回/3年	※2
16	シス及びトランス－１，２-ジクロロエチレン	0.０４以下	<0.004	4回/年	省略可	4回/年	新規項目
17	ジクロロメタン	0.02以下	<0.002	4回/年	省略可	1回/3年	※2
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
19	トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
20	ベンゼン	0.01以下	<0.01	4回/年	省略可	1回/3年	
21	塩素酸	0.6以下	0.14	12回/年	不可	4回/年	新規項目
22	クロロ酢酸	0.02以下	<0.002	4回/年	不可	4回/年	消毒副生成物であり，浄水では省略できない
23	クロロホルム	0.06以下	0.003	4回/年	不可	4回/年	
24	ジクロロ酢酸	0.04以下	<0.004	4回/年	不可	4回/年	
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.007	4回/年	不可	4回/年	
26	臭素酸	0.01以下	<0.001	4回/年	不可	4回/年	
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.018	4回/年	不可	4回/年	
28	トリクロロ酢酸	0.2以下	<0.02	4回/年	不可	4回/年	
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.006	4回/年	不可	4回/年	
30	ブロモホルム	0.09以下	0.005	4回/年	不可	4回/年	
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008	4回/年	不可	4回/年	
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	<0.01	4回/年	省略可	1回/3年	※2
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	<0.02	4回/年	省略可	1回/3年	※2
34	鉄及びその化合物	0.3以下	<0.01	4回/年	省略可	1回/3年	※2
35	銅及びその化合物	1.0以下	<0.01	4回/年	省略可	1回/3年	※2
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	14	4回/年	省略可	1回/3年	※2
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	<0.005	4回/年	省略可	1回/3年	※2
38	塩化物イオン	200以下	20	12回/年	不可	12回/年	※1
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	28	4回/年	省略可	4回/年	※3
40	蒸発残留物	500以下	82	4回/年	省略可	4回/年	※3
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	4回/年	省略可	1回/3年	※2
42	ジェオスミン　※2	0.00002以下	<0.000001	4回/年	不可	夏場1回/月	
43	2-メチルイソボルネオール　※2	0.00002以下	<0.000001	4回/年	不可	夏場1回/月	
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.005	4回/年	省略可	4回/年	※2
45	フェノール類	0.005以下	<0.0005	4回/年	省略可	4回/年	※2
46	有機物（ＴＯＣ）	3以下	0.5	12回/年	不可	12回/年	※1
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.5	12回/年	不可	12回/年	
48	味	異常でないこと	0	12回/年	不可	12回/年	
49	臭気	異常でないこと	0	12回/年	不可	12回/年	
50	色度	5度以下	<1	12回/年	不可	12回/年	
51	濁度	2度以下	<0.1	12回/年	不可	12回/年	

※1　水道水の安全性又は性状確認のため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。

※2　省略可能項目で，過去３年間のデータが水質基準値の１／１０以下であるため，１回／３年とします。

※3　省略可能項目であるが，過去３年間のデータが水質基準値の１／１０以上であるため，４回／年とします。

７　平成29年度水質検査計画

大棚浄水

	水質基準項目	基準値(mg/l)	過去3年間の検査結果による最大値(mg/l)	水道法に基づく検査の回数	検査の省略 水源の状況や過去の検査結果から省略の可否	検査計画 検査実施回数	検査計画 設定理由等
1	一般細菌	100個/ml以下	0	12回/年	不可	12回/年	※1
2	大腸菌	検出されないこと	0	12回/年	不可	12回/年	
3	カドミウム及びその化合物	0.01以下	<0.0003	4回/年	省略可	1回/3年	※2
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	4回/年	省略可	1回/3年	
5	セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
6	鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
8	六価クロム化合物	0.05以下	<0.004	4回/年	省略可	1回/3年	
9	亜硝酸態窒素	0.004以下	<0.004	4回/年	省略可	1回/3年	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	<0.001	4回/年	不可	4回/年	※1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.2	4回/年	省略可	1回/3年	※2
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	<0.08	4回/年	省略可	1回/3年	※2
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.01	4回/年	省略可	1回/3年	※2
14	四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	4回/年	省略可	1回/3年	※2
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	4回/年	省略可	1回/3年	※2
16	シス及びトランス－１，２-ジクロロエチレン	0.０４以下	<0.004	4回/年	省略可	4回/年	新規項目
17	ジクロロメタン	0.02以下	<0.002	4回/年	省略可	1回/3年	※2
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
19	トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
20	ベンゼン	0.01以下	<0.01	4回/年	省略可	1回/3年	
21	塩素酸	0.6以下	0.11	12回/年	不可	4回/年	新規項目
22	クロロ酢酸	0.02以下	<0.002	4回/年	不可	4回/年	消毒副生成物であり，浄水では省略できない
23	クロロホルム	0.06以下	0.002	4回/年	不可	4回/年	
24	ジクロロ酢酸	0.04以下	<0.004	4回/年	不可	4回/年	
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.008	4回/年	不可	4回/年	
26	臭素酸	0.01以下	<0.001	4回/年	不可	4回/年	
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.017	4回/年	不可	4回/年	
28	トリクロロ酢酸	0.2以下	<0.02	4回/年	不可	4回/年	
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.005	4回/年	不可	4回/年	
30	ブロモホルム	0.09以下	0.005	4回/年	不可	4回/年	
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008	4回/年	不可	4回/年	
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	<0.01	4回/年	省略可	1回/3年	※2
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	<0.02	4回/年	省略可	1回/3年	※2
34	鉄及びその化合物	0.3以下	<0.01	4回/年	省略可	1回/3年	※2
35	銅及びその化合物	1.0以下	<0.01	4回/年	省略可	1回/3年	※2
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	13	4回/年	省略可	1回/3年	※2
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	<0.005	4回/年	省略可	1回/3年	※2
38	塩化物イオン	200以下	17	12回/年	不可	12回/年	※1
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	33	4回/年	省略可	4回/年	※3
40	蒸発残留物	500以下	85	4回/年	省略可	4回/年	※3
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	4回/年	省略可	1回/3年	※2
42	ジェオスミン　※2	0.00002以下	<0.000001	4回/年	不可	夏場1回/月	
43	2-メチルイソボルネオール　※2	0.00002以下	<0.000001	4回/年	不可	夏場1回/月	
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.005	4回/年	省略可	4回/年	※2
45	フェノール類	0.005以下	<0.0005	4回/年	省略可	4回/年	※2
46	有機物（ＴＯＣ）	3以下	0.4	12回/年	不可	12回/年	※1
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.8	12回/年	不可	12回/年	
48	味	異常でないこと	0	12回/年	不可	12回/年	
49	臭気	異常でないこと	0	12回/年	不可	12回/年	
50	色度	5度以下	<1	12回/年	不可	12回/年	
51	濁度	2度以下	<0.1	12回/年	不可	12回/年	

※1　水道水の安全性又は性状確認のため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。

※2　省略可能項目で，過去３年間のデータが水質基準値の１／１０以下であるため，１回／３年とします。

※3　省略可能項目であるが，過去３年間のデータが水質基準値の１／１０以上であるため，４回／年とします。

7　平成29年度水質検査計画

戸円浄水

	水質基準項目	基準値(mg/l)	過去3年間の検査結果による最大値(mg/l)	水道法に基づく検査の回数	検査の省略 水源の状況や過去の検査結果から省略の可否	検査計画 検査実施回数	検査計画 設定理由等
1	一般細菌	100個/ml以下	0	12回/年	不可	12回/年	※1
2	大腸菌	検出されないこと	0	12回/年	不可	12回/年	
3	カドミウム及びその化合物	0.01以下	<0.0003	4回/年	省略可	1回/3年	※2
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	4回/年	省略可	1回/3年	
5	セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
6	鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
8	六価クロム化合物	0.05以下	<0.004	4回/年	省略可	1回/3年	
9	亜硝酸態窒素	0.004以下	<0.004	4回/年	省略可	1回/3年	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	<0.001	4回/年	不可	4回/年	※1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.1	4回/年	省略可	1回/3年	※2
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	<0.08	4回/年	省略可	1回/3年	※2
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.01	4回/年	省略可	1回/3年	※2
14	四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	4回/年	省略可	1回/3年	※2
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	4回/年	省略可	1回/3年	※2
16	シス及びトランス－1，2-ジクロロエチレン	0.０４以下	<0.004	4回/年	省略可	4回/年	新規項目
17	ジクロロメタン	0.02以下	<0.002	4回/年	省略可	1回/3年	※2
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
19	トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
20	ベンゼン	0.01以下	<0.01	4回/年	省略可	1回/3年	
21	塩素酸	0.6以下	0.1	12回/年	不可	4回/年	新規項目
22	クロロ酢酸	0.02以下	<0.002	4回/年	不可	4回/年	消毒副生成物であり，浄水では省略できない
23	クロロホルム	0.06以下	<0.001	4回/年	不可	4回/年	
24	ジクロロ酢酸	0.04以下	<0.004	4回/年	不可	4回/年	
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.008	4回/年	不可	4回/年	
26	臭素酸	0.01以下	0.004	4回/年	不可	4回/年	
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.016	4回/年	不可	4回/年	
28	トリクロロ酢酸	0.2以下	0.01	4回/年	不可	4回/年	
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.003	4回/年	不可	4回/年	
30	ブロモホルム	0.09以下	0.006	4回/年	不可	4回/年	
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008	4回/年	不可	4回/年	
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	<0.01	4回/年	省略可	1回/3年	※2
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	<0.02	4回/年	省略可	1回/3年	※2
34	鉄及びその化合物	0.3以下	<0.01	4回/年	省略可	1回/3年	※2
35	銅及びその化合物	1.0以下	<0.01	4回/年	省略可	1回/3年	※2
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	13	4回/年	省略可	1回/3年	※2
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	<0.005	4回/年	省略可	1回/3年	※2
38	塩化物イオン	200以下	19	12回/年	不可	12回/年	※1
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	37	4回/年	省略可	4回/年	※3
40	蒸発残留物	500以下	91	4回/年	省略可	4回/年	※3
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	4回/年	省略可	1回/3年	※2
42	ジェオスミン　※2	0.00002以下	<0.000001	4回/年	削除可	検査しない	
43	2-メチルイソボルネオール　※2	0.00002以下	<0.000001	4回/年	削除可	検査しない	
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.005	4回/年	省略可	4回/年	※2
45	フェノール類	0.005以下	<0.0005	4回/年	省略可	4回/年	※2
46	有機物（ＴＯＣ）	3以下	0.3	12回/年	不可	12回/年	※1
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.8	12回/年	不可	12回/年	
48	味	異常でないこと	0	12回/年	不可	12回/年	
49	臭気	異常でないこと	0	12回/年	不可	12回/年	
50	色度	5度以下	<1	12回/年	不可	12回/年	
51	濁度	2度以下	0.2	12回/年	不可	12回/年	

※1　水道水の安全性又は性状確認のため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。

※2　省略可能項目で，過去３年間のデータが水質基準値の１／１０以下であるため，１回／３年とします。

※3　省略可能項目であるが，過去３年間のデータが水質基準値の１／１０以上であるため，４回／年とします。

７　平成29年度水質検査計画

名音浄水

	水質基準項目	基準値(mg/l)	過去3年間の検査結果による最大値(mg/l)	水道法に基づく検査の回数	検査の省略 水源の状況や過去の検査結果から省略の可否	検査計画 検査実施回数	検査計画 設定理由等
1	一般細菌	100個/ml以下	0	12回/年	不可	12回/年	※1
2	大腸菌	検出されないこと	0	12回/年	不可	12回/年	
3	カドミウム及びその化合物	0.01以下	<0.0003	4回/年	省略可	1回/3年	※2
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	4回/年	省略可	1回/3年	
5	セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
6	鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
8	六価クロム化合物	0.05以下	<0.004	4回/年	省略可	1回/3年	
9	亜硝酸態窒素	0.004以下	<0.004	4回/年	省略可	1回/3年	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	<0.001	4回/年	不可	4回/年	※1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.1	4回/年	省略可	1回/3年	※2
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	<0.08	4回/年	省略可	1回/3年	※2
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.01	4回/年	省略可	1回/3年	※2
14	四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	4回/年	省略可	1回/3年	※2
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	4回/年	省略可	1回/3年	※2
16	シス及びトランス－１，２-ジクロロエチレン	0.０４以下	<0.004	4回/年	省略可	4回/年	新規項目
17	ジクロロメタン	0.02以下	<0.002	4回/年	省略可	1回/3年	※2
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
19	トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
20	ベンゼン	0.01以下	<0.01	4回/年	省略可	1回/3年	
21	塩素酸	0.6以下	0.06	12回/年	不可	4回/年	新規項目
22	クロロ酢酸	0.02以下	<0.002	4回/年	不可	4回/年	消毒副生成物であり，浄水では省略できない
23	クロロホルム	0.06以下	<0.001	4回/年	不可	4回/年	
24	ジクロロ酢酸	0.04以下	<0.004	4回/年	不可	4回/年	
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.009	4回/年	不可	4回/年	
26	臭素酸	0.01以下	<0.001	4回/年	不可	4回/年	
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.017	4回/年	不可	4回/年	
28	トリクロロ酢酸	0.2以下	<0.02	4回/年	不可	4回/年	
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.006	4回/年	不可	4回/年	
30	ブロモホルム	0.09以下	0.005	4回/年	不可	4回/年	
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008	4回/年	不可	4回/年	
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	<0.01	4回/年	省略可	1回/3年	※2
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	<0.02	4回/年	省略可	1回/3年	※2
34	鉄及びその化合物	0.3以下	<0.01	4回/年	省略可	1回/3年	※2
35	銅及びその化合物	1.0以下	<0.01	4回/年	省略可	1回/3年	※2
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	13	4回/年	省略可	1回/3年	※2
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	<0.005	4回/年	省略可	1回/3年	※2
38	塩化物イオン	200以下	19	12回/年	不可	12回/年	※1
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	31	4回/年	省略可	4回/年	※3
40	蒸発残留物	500以下	80	4回/年	省略可	4回/年	※3
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	4回/年	省略可	1回/3年	※2
42	ジェオスミン　※2	0.00002以下	<0.000001	4回/年	削除可	検査しない	
43	2-メチルイソボルネオール　※2	0.00002以下	<0.000001	4回/年	削除可	検査しない	
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.005	4回/年	省略可	4回/年	※2
45	フェノール類	0.005以下	<0.0005	4回/年	省略可	4回/年	※2
46	有機物（ＴＯＣ）	3以下	0.6	12回/年	不可	12回/年	※1
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.6	12回/年	不可	12回/年	
48	味	異常でないこと	0	12回/年	不可	12回/年	
49	臭気	異常でないこと	0	12回/年	不可	12回/年	
50	色度	5度以下	<1	12回/年	不可	12回/年	
51	濁度	2度以下	<0.1	12回/年	不可	12回/年	

※1　水道水の安全性又は性状確認のため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。

※2　省略可能項目で，過去３年間のデータが水質基準値の１／１０以下であるため，１回／３年とします。

※3　省略可能項目であるが，過去３年間のデータが水質基準値の１／１０以上であるため，４回／年とします。

７　平成29年度水質検査計画

今里浄水

	水質基準項目	基準値(mg/l)	過去3年間の検査結果による最大値(mg/l)	水道法に基づく検査の回数	検査の省略 水源の状況や過去の検査結果から省略の可否	検査計画 検査実施回数	検査計画 設定理由等
1	一般細菌	100個/ml以下	0	12回/年	不可	12回/年	※1
2	大腸菌	検出されないこと	0	12回/年	不可	12回/年	
3	カドミウム及びその化合物	0.01以下	<0.0003	4回/年	省略可	1回/3年	※2
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	4回/年	省略可	1回/3年	
5	セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
6	鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
8	六価クロム化合物	0.05以下	<0.004	4回/年	省略可	1回/3年	
9	亜硝酸態窒素	0.004以下	<0.004	4回/年	省略可	1回/3年	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	<0.001	4回/年	不可	4回/年	※1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.1	4回/年	省略可	1回/3年	※2
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	<0.08	4回/年	省略可	1回/3年	※2
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.01	4回/年	省略可	1回/3年	※2
14	四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	4回/年	省略可	1回/3年	※2
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	4回/年	省略可	1回/3年	※2
16	シス及びトランス－１，２-ジクロロエチレン	0.０４以下	<0.004	4回/年	省略可	4回/年	新規項目
17	ジクロロメタン	0.02以下	<0.002	4回/年	省略可	1回/3年	※2
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
19	トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
20	ベンゼン	0.01以下	<0.01	4回/年	省略可	1回/3年	
21	塩素酸	0.6以下	0.1	12回/年	不可	4回/年	新規項目
22	クロロ酢酸	0.02以下	<0.002	4回/年	不可	4回/年	消毒副生成物であり，浄水では省略できない
23	クロロホルム	0.06以下	<0.001	4回/年	不可	4回/年	
24	ジクロロ酢酸	0.04以下	<0.004	4回/年	不可	4回/年	
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.009	4回/年	不可	4回/年	
26	臭素酸	0.01以下	<0.001	4回/年	不可	4回/年	
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.018	4回/年	不可	4回/年	
28	トリクロロ酢酸	0.2以下	<0.02	4回/年	不可	4回/年	
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.003	4回/年	不可	4回/年	
30	ブロモホルム	0.09以下	0.006	4回/年	不可	4回/年	
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008	4回/年	不可	4回/年	
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	<0.01	4回/年	省略可	1回/3年	※2
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	<0.02	4回/年	省略可	1回/3年	※2
34	鉄及びその化合物	0.3以下	<0.01	4回/年	省略可	1回/3年	※2
35	銅及びその化合物	1.0以下	<0.01	4回/年	省略可	1回/3年	※2
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	11	4回/年	省略可	1回/3年	※2
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	<0.005	4回/年	省略可	1回/3年	※2
38	塩化物イオン	200以下	23	12回/年	不可	12回/年	※1
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	27	4回/年	省略可	4回/年	※3
40	蒸発残留物	500以下	71	4回/年	省略可	4回/年	※3
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	4回/年	省略可	1回/3年	※2
42	ジェオスミン　※2	0.00002以下	<0.000001	4回/年	削除可	検査しない	
43	2-メチルイソボルネオール　※2	0.00002以下	<0.000001	4回/年	削除可	検査しない	
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.005	4回/年	省略可	4回/年	※2
45	フェノール類	0.005以下	<0.0005	4回/年	省略可	4回/年	※2
46	有機物（ＴＯＣ）	3以下	0.3	12回/年	不可	12回/年	※1
47	ｐＨ値	5.8～8.6	7.6	12回/年	不可	12回/年	
48	味	異常でないこと	0	12回/年	不可	12回/年	
49	臭気	異常でないこと	0	12回/年	不可	12回/年	
50	色度	5度以下	<1	12回/年	不可	12回/年	
51	濁度	2度以下	0.2	12回/年	不可	12回/年	

※1　水道水の安全性又は性状確認のため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。

※2　省略可能項目で，過去３年間のデータが水質基準値の１／１０以下であるため，１回／３年とします。

※3　省略可能項目であるが，過去３年間のデータが水質基準値の１／１０以上であるため，４回／年とします。